

# 説苑



## 歴代内務土木局長と其時代 (三)

清 水 生

仲小路廉——この人が内務省の土木局長を一寸の間でもやつたと云ふことは世間ではあまり知られてゐないやうである。初代の土木局長であつた故古市公威男から都筑馨六男、鈴木充美田邊輝實南部光臣と五氏を経て氏は明治三十七年二月二十日にこの職に就任して同年六月六日には既にその職を去つてゐる。故に氏の土木局長在職は僅かに三月と十六日間である。之を曩に鈴木充美氏が内務次官として土木局長の事務取扱ひを命ぜられてゐた間の四ヶ月と二十三日よりも尙短期間である、専任の土木局長としてはそ

の在職の短かいことに於ては仲小路氏を措いては他に例はない。兎に角形の如く仲小路氏の略歴を擧げて見るに。

氏は慶應元年七月三日山口縣の士族仲小路休量氏の次男として生れ、久喜三と云つたが後ち廉と改名し大阪府立開成學校を卒業後明治三十年判檢事登用試験に及第、間もなく東京地方裁判所檢事に任ぜられ、其後東京控訴院檢事兼司法省參事官行政裁判所評定官、遞信官房長、内務省土木局長、警保局長を経て遞信次官となつてゐる大正元年桂内閣成立に及んで農商務大臣に親任せられ、更に

大正五年寺内閣成立に際して再び農商務大臣として閣僚に列してゐる。亦曩に貴族院議員に勅任せられ次いで樞密院顧問官となつてゐる。大正十三年一月十七日に年五十九を以て歿したが、正三位勳一等に叙せられてゐる。

これが仲小路氏の平凡なる略歴であるが、唯だこれだけでは凡庸の一盾吏しか見へないが、氏の

經歷は中々曲折波瀾に富んでゐる。土木局長としての氏は一寸前にも書いた通り在職頗る短かつたためにそのなしたることは書く程にも値いせぬが、

強いて書くなら土木監督官判を廢止

し土木出張所處務規程を公布したのと信濃川の分水工事及利根川第二期工事等前局長時代の仕事を引繼いで繼續した位のものである。夫れで或るは本題目の趣旨には反するかも知れんが氏が、後年政治家として行つたことに付て見ると多分に興味を引くことがある。

今日世間でも記憶を呼び起すであらうか——寺内閣當時



全國に起つた例の米騒動——當時の責任者の地位にある。農商務大臣は即ち仲小路氏其人であつた中々騷擾を極めた米騒動の鎮壓策として傳家の寶刀と迄云はれた、暴利取締令を制定して諸々の奸商征伐にその敏腕を揮ひこれ等をして頭を運ねて倒れしめたのも亦氏であつた、當時一年に三十餘萬石の米穀大買占をして米價をせ

り上げた岡判事三重縣津市北濱町の岡半右衛門に對し大鐵槌を下したことは餘りに有名な話である。氏はこれに關して斯様に云つてゐる。

岡半には是迄再三注告して置いたがそれに拘らず相變らず惡辣な手段で大買占をして社會に害毒を流かすら止むを得ず大鐵槌を下したのである。近頃余の制定し公布した暴利取締令を以て亂暴な法令だと云ひ權利は絶對のものであるから自分の勝手で政府は之れに對して彼此れ干涉する事が出来るものではないと云ふ者もある様であるがそんな時代は過去の時代で今は共

存共榮の時であつて社會に生存する以上社會國家の事を思ふと自分の行動を省みねばならぬ、社會なり國家なりに害毒を流す不正漢にはそれ相當の制裁を加へることが必要である、今假りに自分の所有地だと云ふので思ふ存分深く掘り崩すとする時、近くの他人所有地の地盤も搖ぎ家屋も倒壊するに至るであらう。之れと同様自分の金で買ふのだとて無暗に買煽れば價格が暴騰して社會一般に害を及ぼす事は判り切つた事で岡半等が買占をした結果農民迄に思惑心を起させる様になり米價に暴騰を來らし多數國民が苦痛を訴へてゐる。政府がこれに對して相當處罰するのは社會國家の安寧を計る上に於て當然の處置である。政府は國民必需品の騰落に關しては常に油斷なく注意して鐵道院「當時は省でなく院である」と協力して内地米の輸送に盡力する一方朝鮮米臺灣米を始め外米産額を調査して絶へず需要供給の圓滿を計ると共に遞信大臣とも協議して外米の移入に關する船舶の準備をもしてゐる所が余が暴利取締令等公布して買占めに如何に

喧しく云つても議會が始まれば幾分事が弛むであらう亦議會の問題となつて、暴利取締令は撤廢されるだらうとか種々臆測をして奸商連は全國に聯絡を取り又々買占めに掛つたらしいから益々斷固鐵槌を下す考へである。こんなことをすれば仲買人は益々政府に反抗して買占めすると云ふものもあるが自分は身を犠牲にして今後ともこれ等奸商を撲滅し一方需要供給を圓滿にして一般國民に安心を與たいと思ふてゐる。

これは大正七年一月廿七日に仲小路氏が世擧げて米騒動に轟々たる際に直接責任者としてその鎮壓方針を語つたものであるが當時氏は米價の抑壓に付ては全く文字通りの死物狂で活躍してゐる。問題の暴利取締令の公布に當つて當時農相官邸で都下の各新聞通信記者に語つた公布の趣易は時局今日の場合に於て最も切要なるは、國民經濟上の調和にして就申殊に緊切なるは其の日常生活上の必需品に付き努めて正準を得せしむるに在り、蓋し生産消費の關係より自然に物價の高低を爲すは止むを得ざる所にして

其調整に付き各方面より適切なる方策を講じ其綜合によりて物價の正準を保つは固より當然の措置にして政府は此點に付き深く意を用ひ既に實際其施設に着手したるもの及び其畫策經營に屬するものも尠くない。

茲に最も憂ふべきものは財政に於ける、經濟界の變調を奇貨として此間に處して種々の思惑を試み各種極めて不穩當なる手段により國民生活上の必要品に對して所謂買占責惜みの舉作による市價の激變を誘置して以て、暴利を得んとするものにして一般國民を害し經濟界を蠢動し其弊實に堪ゆべからざるものである。

依つて政府は閣議を定めて内務農商務兩大臣に於て暴利取締令を發し以て國民生活上の必要品と認むる數箇の品目を擧げて之に對して一般國民に公害を及ぼす可き舉作をなすものに對して、周密なる用意を以て之れに着手し農商務大臣に於て愈々其行動ありと認たるに於ては、之に適切なる戒告を爲し一定の期間内嚴重なる監視をなし再び命令に違犯するに於ては茲に司法上の處分を以て

之を處罰して斯る公害を爲すものを除去するに努めるのである。これ時局今日の場合に於て一般國民の爲め洵に止むを得ざる所である。

と云つてゐるが當時は云ふ迄もなく、自由經濟の旺盛なる時代であつたから今日の所謂統制經濟時代とは隔世の感はあるが、これを見て仲小路廉其人の心境は克く判明すると思ふ。當時物價と云ふことに對しては自由經濟の思想の盛なる時代に於て一部の實業家商人達否な、取引所關係の間達から見れば一種の統制經濟と云ふべきこの法令は非常に驚かされ、亦利害關係のある人々からは非難攻撃の的であつたのも仕方がない、然し此の剛腹にして恬淡たる性格は社會及國家本位に立脚して如何なる攻撃非難にも聊かも躊躇せず一個の信念を以て、これを望んだことは輔弼の任にある人としては當然である。例ひ結果に於て氏の思ふ如く行かなかつたとしても身を犠牲にして最善の努力を國家社會の爲めに是なりとして遂行したことは國民の大に感謝する所である。寺内内閣は米が原因で倒れたと云はれてゐ

る。然しこの行つたことは多大の効果を擧げてゐるが、これ等は現今物價問題のやかましき際に於て餘程參考資料となり得ると思ふ、氏と米騒動との關係は此位にして、今度は氏が遞信次官をやめる時の経緯に付て氏が永き官界生活中に於て最も趣味を引くから一寸書いて見るに

時は明治四十一年一月十五日のことである、所は永田町の陸軍大臣官邸の應接間であるが、仲小路氏が當時の陸軍大臣寺内伯を尋ねたことがある。其時寺内伯は如何に不興氣な面貌で苟も無愛想の言葉付きで加ふに伯持前の感氣恐しい權幕で氏に對して伯は「君は辭表を出したと云ふぢないか何故そんなことをするのだ」と詰問したのである。氏は「如何にも辭表は出しましたがそれがどうかしましたか」と務めて冷靜な態度で答へたのであるが當時西園寺内閣の副總理として威望赫々たる陸軍大臣寺内正毅伯に對する一遞信次官としての氏の答へも聊か不穩に聞へぬではなかつただらうか——一瞬の間に座も白らけ掛けて仕舞つたが陸相は直ぐ言葉を次いで「全體今

辭表を出すとは甚だ懣かならぬ、帝國議會を目の前に控へて遞信大臣も職を辭し更に次官たる君までが辭表を提出する等は餘りに無責任と云ふものだ」と陸相の顔は益々不興さが加つて氏をどなり付けた、茲で氏も黙止する譯には行かず「二十日から議會が開かれるのは分り切つたことです。この分り切つた事實を目前にして山縣遞相の辭職を許さるゝとなれば、次官としての自分の地位を去るのは當然の順序です、閣下は其事が分らぬ筈はない。それが何故に不都合なことでも致すかの如き御言葉を承るのは更に其意を得ませぬ、私は一日も速かに辭表の御裁可になるのを待つてゐます」一寸突かゝる勢で一步も引ない氣勢を示すと陸相は少し考へて、「まあさう言ふな、君は直ぐ口をトンガらかして理窟を言ひ出すそれは君と伊三郎との間だから伊三郎が罷めるとなれば、君が進退を共にすると云ふのも決して無理とは思はぬ、就任の時の事情も能く分つてゐる、又鐵道國有問題の容易でない事も分つてゐる。又其實行最中に責任者たる山縣君

が去ると云ふのだから君の身上として進退を共にせねばならぬと云ふのは決して無理と思はぬ」と陸相の言葉は案外に優しく面貌も和らぎ非常に穏やかになつて來た。

茲で一寸當時の事情を書いてをくが、日露戰爭當時桂侯は内閣を主宰して、その内閣に於て山縣伊三郎氏が内務次官で氏は土木局長から警保局長に轉じたのであつた、その間即ち明治三十八年九月五日にあの日比谷の燒打事件が起つたのである。これが爲め警保局長としての氏は頗る難局に立つてゐた。その結果は遂に内務大臣であつた芳川顯正伯が辭職して清浦子爵が内務大臣兼任となつたが専ら前後苦しみをなめたのは山縣次官と警保局長としての氏であつた。元來ポーツマス條約に對して人心激昂し、國民が齊しく不満を懷いたのも強ち無理ではない。併しながら當局をして之に處しなすべき其責任をも盡さずして益々紛擾を重ねしめるのは國家の爲めに決して宜しくないのである。斯くしてその年の十二月二十八日に至つて漸くポーツマス條約中支那との交渉の點に付き其承諾を得たと云ふ電報が小

村大使から到着した。これを俟つて桂内閣は總辭職したのであるが、氏も亦同時に警保局長の辭表を提出した。夫れから間もなく、清浦子の電報が氏の滞在先の箱根に届いたので氏は倉皇歸京して清浦子に面會すると、「君は今度は罷める譯には行かぬどうしてもやつて行かにならぬ」と氏に告げ更に付加へて「何でも宜いから直に三田に行け」とのことであつた、氏は急ぎ三田の桂公の私邸に行くと桂公は我輩は罷めるが後繼内閣は西園寺にきめてゐる、君は遞信省に行くのだ」とだし抜けに氏に語つたので、仲小路氏はその理由を聞くと、山縣伊三郎氏が遞信大臣となるので遞信次官として山縣伊三郎氏を援けて國有鐵道と云ふ大事業の遂行に當れと云ふのであつた、斯様の事情の下に桂内閣は更迭して次の西園寺内閣に山縣伊三郎氏は遞相として入閣し氏は其次官として遞信省に入つたのである。そうして翌年の明治三十九年三月二十七日の議會はこの鐵道國有問題の爲め前代未曾有の大混亂大紛擾を惹起したが非常なる苦闘難戰の結果漸く鐵道國有案が通過したので、政府は

鐵道國有の實行に着手したのである。當時實際に於てこの鐵道國有事業程困難なものではなかつた買收總額は今日より見れば唯の四億八千萬圓ではあるがその當時は中々莫大の費用であり亦種々の困難があつた、日本鐵道山陽鐵道九州鐵道を始めとして大小十七の鐵道を集めて國有としてこれを統一し亦これ等に従事する夥多の人員を總て收容するのも容易ならぬ事業であつた。亦その買收價格の點に付ても勝手の議論主唱するものあり、又利害關係から有ゆる方面

を頼んで當局を壓迫したものである。如何なる勢力に依る壓迫も、それを斥け鐵道國有法と云ふ法律の規定の下に一定方針で之れに當らねばならなかつた、これにはさすが剛腹な仲小路氏も山縣遞相を援けて非常に苦んぢやうである。この重大なる事業遂行の衝に當つてゐた際、この問題に端を發して明治四十一年一月九日に遂に時の大藏大臣阪谷芳郎氏と遞信大臣山縣伊三郎氏が衝突の結果共に内閣を退くことになつたので、氏も亦遞相に殉じて次官の辭表を出したのである。然しこの遞信次官の辭表は寺内陸相の幹

旋に依つて山縣遞相の後に原敬氏が遞相を兼ねた際に氏は芝公園の原氏私邸に招かれて、「今度君は辭表を出したやうだが、アリア見合はせて貰いたい、是非留任してやつて呉れ給へ」と原氏獨得の頗るアサリと打解けた調子で原氏が氏の留任を望んだのである。そこで氏は原氏に對して山縣伊三郎氏と共に遞信次官としての就任當時の事情及び鐵道國有に付ては既定方針で宜しいかと、一種の條件を持出したのである。原敬氏はこれに對して。

無論それは、そうなくてはならぬ、單なる次官と違つて鐵道國有と云ふ大事業に當つてゐる君だから尤もな話だ實は我輩今度遞信大臣の辭令を貰つたが、とても遞信省に行く所ではない、内務大臣をするも却々容易ぢやない議會も目前に迫まつてゐるし、政友會を纏めて行く丈けでも一仕事だ、内務省すらも出ることは出来ぬ位であるから逆も遞信省に行くことは出来ぬ、萬事君が思ふ通りにやつてくれ、鐵道國有に付ては一切従前の方針通りやつて貰つたう。

と心持よく原氏は此の遞信次官留任の條件を容れたので氏は亦その意氣に感じて留任したのである。こゝにも亦氏の性格と氣風が窮はれて面白い、賞て氏は寺内伯と原敬氏との性格を語つたことを何かの雜誌で一寸見たことがあるが、氏はこの時を語つたのであらうが、突然寺内陸相の門を出れば大山胸を壓して迫まると云ふやうなのが、寺内伯の性情である。その壓服に壓せられずして能く事情を述べれば次第に融和し態度にも言葉にも非常に情味が浮んでくる。翻て原敬氏の人物を見ると表面如何にも打解けてみへるが内實極めて冷やかである。その冷やかさは冷徹してゐる。何事をも大事視せずして如何にも手輕に見て居りながら、その中に於て手早く大小輕重の區別を置いてその奥底まで見透さねば止まない所の氣勢がある。これが仲小路氏の原、寺内兩巨頭を見た評である。ついでにもう一つ氏が、伊藤公大隈侯を批評してゐるのを見るとこれも何かの爲めにとり、亦面白い所がある。

自分等は「仲小路氏の事」後輩も後輩年令も非常に違ふ

當時青年としての自分は綺羅星の如き多くの人には左程自分等の眼中に偉いと思はなかつた。然し伊藤博文大隈重信この二人の名前丈は何んとなく感じが深かつた。この兩君は一方が朝に立ち一方が野にあれば盛んによく戦ふさも一方より一方を見れば俱に天を戴かざる讐敵の如き形に見へるが、一方が朝にあつて威力を揮へば一方又これに應じて野にあつて威勢を揚げる。兩君の間には左程の事もなからうが、その未流未派に至つては重力の重下すると同様に倍加の勢を以て誇張されて來る。然し兩君共に次の共通點があつた。それは公明正大であつたことである。公候共に陰險と云ふことは微塵もない。言ひ度い事は大ビラで云ふ。こゝが時としては脱線と云はれるのであるが公候共に水も漏らさぬと云ふ周密は缺けてゐる。然し政治に處して周密は固より必要であるが水も漏さぬと云ふ所迄行くと却て水が漏れる、一桁位ははずれてもよい。脱線もよいか悪いかは別問題だか、兎も角公候の通有性である。公候に頓著なる特色は心中に燃



ゆるが如き至誠愛民の感情を持つてゐることである。自分分は後ちに伊藤公にも大隈侯にも御目にかゝつたが殊に大隈侯は再三の使を自分にをこしてくれしたので、一日暇を見て早稻田に侯を訪れて數時間語つたこともある。公侯二人は明治、大正を通じて、その雄辯に於て、その堂々たる意見に於て、多くの政治家から群を抜いて人眼に立つと云ふ偉大なる點は至誠愛民の大感情に胚胎してゐた結果であると思ふ云々

と生前或る人に語つたそうだが、仲小路氏は勿論、氏自身が云ふてゐる通り年令でも其他凡ての點に於て、兩公の後輩も後輩又の後輩ではあるが、更にその経路に於ても兩公の未流を汲んでゐない。氏は延ひて云へば山縣系統の所謂官僚形の系統を踏んだ人ではあるが、兩公を斯様に評してゐる。

氏は永き官界生活の内、幾多の仕事にも携はり或るいは遂行してゐるが、鐵道國有問題水力電氣の調査統一暴利取締令及物價調節令の制定八幡製鐵所對東海鑛業株式會社問

題、外來管理問題等々と算へることは出来る、又他方氏は貴族院議員として實に雄辯を議會毎に堂々と論陳を張つて、議政壇上での氏は獅子吼と云ふよりは順々として、議論に立脚して説き去り説き來り人をして傾聽せしめたものであつた。氏亦常に鬻軒と號し詩文を克くした、左に擧ぐるは氏の作詩の二三の例である。

第四十五議會所感

正氣堂々沖大空 高原厲色廣居中

胸懷鬱勃何人識 誓掃妖氣清日本

大磯訪寺内元帥

湘南九月滿眸秋 煙雨蕭條惹愁

却伯黃塵侵病辱 不淡世事語風流

拜親任樞密顧問官

朝入宸宮拜聖音 天思無限感何禁

仰瞻大旭扶桑上 照出微臣葵藿心

辭貴族院

回顧當年既十秋 涓渙未報歲華流

今宵議事堂前月 照否胸中萬斛愁

氏は亦没する前七日に露軒閑活として書いた最後の遺稿がある。夫れに依ると

故伊藤公は「實に政治は困難なものだ」と云はれたことを屢々聞いた。實にその通りである。これが易々と行はれて行くものと思ふのは大變の心得違ひである。人が政權を握つて朝に立つ時はさも華やかそうに見へてその身は太る様にも考へられる。けれどもそれは全く皮相の見解であつて、政權の位地に據つて國家のために、政治すると云ふ事は華やか所ではない。又其身が太るところではない眞に國を思ふなれば、夜の目も安んじて眠られない程である。又それ位であつてこそ始めて國家國民の爲めに一身を犠牲にして國家に貢獻し得ると云つていゝのである。殊に政治家は時勢の進歩には常に着眼しなければならぬ。十年二十年前の形勢と今日との時の推移は甚しい十年、二十年以前に於ては政府當路者は正しく治者であつた、そうして國民は被治者であつた。然るに今日は政府當局は治者である等と云へば甚しき僭越であり又不遜極まる

言葉であると思ふ様になつた。兎も角時勢の推移は其通りである。そうしてその不遜だと云ふ感じが種々の誤りを持ち來たす原因ともなるものである。當局者たるものは深く心にせねばならぬ。

今日に於ける根本觀念は自治である。凡て人は人に治められるのでなく自らが自らを治めるのでなければならぬ。國民各個に自治しなければならぬ。市町村は市町村府縣は府縣で各自の完全な自治に迄努力しなければならぬ。遂には一國の國政も其の基調は自治でなければ承知しないのである。唯山本伯が國民の總意に敬意を拂ひ清浦子が國民の總意を尊重して、これに奉任すると云ふ場合にのみ、國民はこれに服し甘じてその支配の下に立つのである。これは敢て山本伯清浦子のみに限つたことではないのだが、何人と雖もその局に當る人はこの國民的總意に奉任する態度でなければならぬ、こゝに始めて國民的自治の政治が遂行されるのである。

と、書いてゐる。其他氏は天を畏れ人を敬ふ政治は國民的

教育社會指導、不合理と情實、人々は反省せねばならぬ等々と各題目を別にして起稿してゐるが、頁の都合もあるからこの位にして擱筆することにする。

### ◎再び初代土木局長

#### 故古市男に付て

本誌三月號から「歴代内務土木局長と其時代」と題して、土木局長に就任した各氏の閔歴性格其時代になしたる事業等を連載してゐるが、最初の土木局長として故古市公威男を記載した然して頁の關係上故男の學界方面に於けることは省略したか茲には少しくこれを書くことにした。故古市男は明治三十九年九月十四日勅旨を以て、帝國學士院會員に命ぜられてゐる。其時男は朝鮮統監府鐵道管理局長であつたが其の官邸に於て辭令の傳達を受くるに當り、これ學者として最高の名譽なりと深く感激して、特に禮裝を收め威儀を正して之を拜受したそう



男爵古市公威先生昭和三年(五七)

である。次いで明治四十二年六月の役員改選に際して菊地大麓氏が院長に穂積陳重氏が第一部長に古市氏は第二部長に當選してゐる。爾來第二部長として我が學界に貢獻する所實に十三年の久しきに亘つてゐる。

帝國學士院は我國最高の學術の進歩發達と教化の裸補を圖るを目的とする權威あるもので、初め東京學士會院と稱して、明治十一年十二月文部省雇顧問米人「ダヒット・モーレー」氏の建議に依り時の文部卿西郷從道氏が之れを容れて、創設を決定して文部省修文館を假用して開いたものだが、明治十八年二月文部卿大木喬任氏が新に本院組織の大綱を定め四十名の會員中十五名を勅選に待ち二十五名を推選に係るものとしたのである。更に明治二十三年十月勅令を以て東京學士院規程同二十八年六月同補則を發布せられたが、次いで三十九年六月その組織を更革し、勅令を以て帝國學士院規程の發布となつた

ものである。福澤諭吉、西周、加藤弘之、細川潤次郎氏等學界方面知名之士は相踵いて院長となり、公開講演を行ひ定期雜誌を刊行し學藝及び教化に關して大にその力を用ひ、さすがは本邦碩學中より推選勅旨を以て命ぜらる、會員だけあつて學界の最高權威ある、學術會である。古市氏は亦勅令に依つて會員として第二部長として盡したことは恰く學界の認むる所である。

日本工學會に亦帝國の工學工業及工藝の進歩發達を圖るを目的として明治十二年に創立した斯界の學會であるが、氏は同會幹事として會長山尾庸三子及副會長渡邊洪基氏を扶けて之れが發展に努力を致し今日の隆盛を見るに至つたのである。大正六年六月に會長山尾子辭任した後を受けて古市氏は會長に推選せられてゐる、日本工學大會萬國工業會議明治工業史編纂の完成等を始めとして金屬材料のX線的研究、水道鐵管及附屬品標準型の調査等枚舉に暇まあらざる程各種工業學界に貢獻してゐる。土木學會も亦古市冲野兩博士の設立されたもので我國土木事業及技術の研究

究に對して多大に功蹟を擧げてゐる。其他氏が關係してこれに努力貢獻したのは日佛協會、港灣協會。日本動力協會、帝國鐵道協會等多方面に亘つてゐるが、殊に港灣協會は歐洲大戰を一轉機として、世界各國は文化施設の擴充に銳意其の力を致し國力の振興を圖るに汲々たる、この時に當り帝國の地歩を確立し世界の大勢に順應せんが爲には産業の發展を期するを最大急務である、この産業發展に重大關係を有する交通機關の整備就中港灣問題は焦眉の急務たりとの趣旨の下に官民一致して、大正十一年十一月同協會の設立を見たのであるが、會長には時の内務大臣水野鍊太郎氏が就任して副會長には氏と時の内務次官堀田貢氏が推されて就任してゐる。爾來港灣法の制定港灣行政の統一重要港灣の選定地方港灣の援助港灣荷役の改善自由港の設置關東大震災と東京橫濱兩港の復興日滿連絡と北鮮港灣の選定關門石港の統一管理其他帝國各地方港灣に關する諸問題の研究調査して或は之を當局に建議し又輿論を喚起して、我國の港灣の改善發達に努力し來たが氏の與かつて力に依る所は多大であつた。これだけを附記して置く。